

平成26年度第2回江別市公平委員会会議録

日 時 平成27年3月13日（金）
午後5時00分～
場 所 市民会館36号

1 議事日程

- (1) 議事
 - ・職員団体登録事項の変更について
- (2) 報告事項
 - ・人事行政の運営等の状況の公表について
- (3) その他

2 出席者

- | | | | |
|----------|------|----|----|
| (1) 委員 | 委員長 | 佐藤 | 允 |
| | 委員 | 杉野 | 邦彦 |
| | 委員 | 本間 | 雅彦 |
| (2) 事務職員 | 幹事 | 福島 | 和幸 |
| | 事務職員 | 錦戸 | 康成 |
| | 事務職員 | 半澤 | 孝典 |
| | 事務職員 | 川上 | 静 |

(議事録)

佐藤委員長（以下「委員長」） それではただいまより平成26年度第2回江別市公平委員会を開会いたします。

初めに1. 議事 職員団体登録事項の変更についてを議題といたします。
事務局から説明願います。

錦戸事務職員 それでは、職員団体登録事項の変更につきまして、ご説明申し上げます。

2月27日付けで自治労江別市職員組合から、職員団体登録事項変更届の提出がありましたので、これについて、ご審議をいただくものであります。

右上に、資料番号1とあります資料をご覧くださいと存じます。

1ページ及び2ページには、公平委員会において、職員団体登録を行うに当たっての法的根拠となる地方公務員法と職員団体の登録に関する条例の関係規定を掲載しております。

今回の議事事項であります、職員団体登録事項の変更については、地方公務員法第53条第9項の後段で準用する同条第5項の規定により職員団体の登録事項の変更登録を行おうとするものであり、登録を受けた職員団体は、その規約又は申請者の記載事項に変更があったときは、条例で定めるところにより、公平委員会にその旨を届け出なければならないとされております。

また、条例の第4条第1項では、登録を受けた職員団体は、その規約若しくは登録の申請書の記載事項に変更があったときは、公平委員会に書面をもってその旨を届け出なければならないとされており。

3ページをご覧くださいと存じます。

自治労江別市職員組合の役員選挙は、去る2月5日に行われ、変更年月日は、定期大会で承認された2月18日付けとなります。

次に、内容であります。執行委員長が再任、副執行委員長は2人のうち1人が再任で、もう1人が新任となり、書記長、書記次長及び監査委員は、いずれも再任となっております。

また、執行委員は、6人のうち1人が再任で、残りの5人が新任となっております。

次の4ページは、これらの選挙結果が記載されておりますので、ご確認をいただきたいと存じます。

次の5ページは、今回の選挙の投票録でありまして、選挙人名簿登録者数及び当日の有権者数が276人、投票者数が187人、投票率は67.8%となっております。

なお、過年度の投票結果及び投票率の推移につきましては、6ページにグラフを掲載しておりますので、ご覧くださいと存じます。

以上、資料の概要をご説明申し上げましたので、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

委員長 ただいま説明を受けましたが、本件については、事務局の説明のとおりでよろしいでしょうか。(了)

それでは、ただいまの説明のとおり、職員団体登録事項を、公平委員会に変更登録することについて、ご異議ございませんか。(異議なし)

それでは、事務局で通知及び登録簿への登録をお願いいたします。

以上で、本件を終結いたします。

次に、2. 報告事項 人事行政の運営等の状況の公表についてを議題といたします。事務局から報告願います。

錦戸事務職員 それでは、江別市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づきまして、昨年12月に、平成25年度における江別市の人事行政の運営状況が公表されておりますので、その概略をご報告いたします。

右上に資料番号2とあります資料をご覧くださいと存じます。

平成17年4月1日に施行した条例により、市長は毎年度、人事行政の運営状況に関し、公表することが義務付けられており、平成17年11月の公表から数えまして、今回で10回目となります。

また、公平委員会におきましても、前年度における業務の状況として、一つ目に勤務条件に関する措置の要求の状況、二つ目に不利益処分に関する不服申立ての状況、三つ目に苦情相談に関する処理の状況を報告することが義務付けられており、公表いたしました内容については、市のホームページに掲載されております。

なお、公平委員会の業務の状況につきましては、最後の19ページに記載のとおり、3項目とも該当はございませんでしたので、その旨を記載しております。

以上、ご報告申し上げます。

委員長 報告ありがとうございました。何か確認等はございませんか。

杉野委員 公平委員会の不服申立ては、最近だといつ頃あったのですか。

錦戸事務職員 平成21年に懲戒処分に対する不服申立てが1件ございました。それ以降はございません。

福島幹事 その前だと平成14年に1件ありました。

杉野委員 平成21年の不服申立てはどのような結果になったのですか。

錦戸事務職員 市では、懲戒免職処分が相当という判断をいたしました。公平委員会でご審議をいただきまして、それでは重すぎるということで、停職6か月という処分に変更になりました。

委員長 勤務条件に関する措置の要求というのは、過去に例はあったのですか。平成25年度はなかったのですね。

錦戸事務職員 勤務条件に関する措置の要求についてはございません。勤務条件については、国家公務員に準拠して定めておりますので、特段問題がないものと考えております。

委員長 措置の要求をする前提になる問題があまりないということですね。

錦戸事務職員 そのように考えております。

委員長 資料番号2の10ページに、7の職員の分限及び懲戒処分の状況という見出しで一覧表が出ていますが、休職8人となっていますね。これは、傾向としては、何かお話を伺っておくようなことはありますか。

錦戸事務職員 心身の故障の場合、いわゆるメンタルヘルスと言われる、うつ病、精神的な病気で休まれる方が多くおりますが、ここ数年の傾向といたしましては、平成23年が13人、平成24年が10人、今回報告しております平成25年が8人となっておりますので、若干ではございますが、減少している傾向にあります。

委員長 何か要因として考えられることはありますか。

錦戸事務職員 市でもメンタルヘルスについて研修を行っているほか、職域の保健師を配置して、相談を受けるようにしておりますので、そういうところでも効果が出て、減少しているのではなかろうかと考えております。

委員長 同じ10ページの一番下に米印で、心身の故障の場合の実人数は8人で発令件数が16件となっています。これはどう読み解けばよろしいのですか。

錦戸事務職員 実人数が8人、発令件数が16件というのは、一人の方が複数回休職される場合だったということで、単純に8かける2が16という訳ではなく、一回という方もいらっしゃるれば、三回休職される方もいる。そのように考えていただければと思います。

委員長 休職に至る前に何か休み方の段階のようなものはあるのですか。

錦戸事務職員 休職に至る前には、病気休暇という制度がございますが、それは最大90日取得できますが、それを超えた場合に休職となります。

杉野委員 この数字というのは、他の市と比較して、江別市はどのような感じなんでしょうか。

錦戸事務職員 メンタルヘルスで休まれる方はいらっしゃると思うのですが、他市との比較となりますと、統計を取っておりませんので、お答えするのは難しいと思います。

杉野委員 何かそういうことを比較したことはないのですか。

錦戸事務職員 担当の職員課でも、そこまでの統計は取っていないと思われま

本間委員 休職の年数制限というのはあるのですか。

錦戸事務職員 休職に入ってから3年です。

本間委員 3年休職したあとに復職して、また同じ病気になったらまた3年休職となるのですか。企業ですと、一度復職すると、また同じ病気だと休職は認められなくて、違う病気ならまた取得できるのですが。

錦戸事務職員 同一の病気では対応しておりません。

本間委員 企業と同じですね。

委員長 他に確認しておくことはありますか。(なし)

それでは、以上で本件を終結いたします。

次に、3. その他について、何かございませんか。(なし)

それでは、以上をもって本日の公平委員会を閉会いたします。

終了：午後5時15分